

～市の活性化や将来を担う子どもたちのために活用～

ふるさと寄附金 寄附の状況をお知らせします

問財政課 ☎（４０）２７６１

平成27年度中は、計223件で618万3,001円のふるさと寄附金をお寄せいただき、平成20年度の制度開始以来、計317件で2,102万7,001円となっています。

平成27年度では、右の表の事業（施策）に寄附金を活用させていただきました。

お寄せいただいたふるさと寄附金は「江田島市ふるさと応援基金」に積み立て、市の活性化や将来を担う子ども達のため「第2次江田島市総合計画」等に掲げた事業に活用させていただきます。

なお、平成28年度予算では、右の表の事業（施策）に寄附金を活用させていただく予定です。

ご支援を感謝するとともに、引き続き、ふるさと“江田島”への温かい応援をお待ちしております。

▶平成27年度実績

事業内容	充当額
防犯カメラ設置工事	1,000,000円
保育施設備品購入	1,000,000円
新規就農者支援対策事業	1,000,000円
小学校教育振興備品購入	500,000円
中学校教育振興備品購入	500,000円

▶平成28年度活用予定

事業内容	充当額
防犯カメラ設置工事	900,000円
保育施設備品購入	1,000,000円
妊婦健康診査交通費等助成事業	2,000,000円
新規就農者支援対策事業	2,000,000円
新規漁業就業者支援対策事業	2,000,000円
小学校教育振興備品購入	550,000円
中学校教育振興備品購入	550,000円

児童手当の現況届の提出を忘れずに

問社会福祉課 ☎（４０）３１７７

平成28年6月分以降の認定

現在受給中の方で、6月分以降の手当を受給するためには現況届の提出が必要になります。対象者には6月以降に現況届の用紙などを送付します。

現況届を提出いただけない場合は、6月以降の手当の支給が停止されますのでご注意ください。

※なお、現在受給されている方で平成28年1月1日現在に本市に居住されていなかった方は、前住所地で平成28年度（平成27年分）の所得証明書を取得し提出してください。

手当の支給

手当は原則として、毎年6月、10月、2月の10日（当日が土・日・祝日の場合はその前日）の年3回、それぞれの前月分までの4カ月分を、まとめて受給者名義の金融機関の口座へ振り込みます。

出生や転入などで、これから手当を受給しようとしている方

申請方法 「認定請求書」の提出が必要です（公務員の場合は勤務先に提出）。

児童手当は原則として認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

ただし、出生、転入などやむを得ない理由により請求ができなかった場合は、出生日または前住所地からの転出予定日の翌日から15日以内に申請すると、転入等の属する月分から支給されます。

申請に必要なもの

- ①新規に申請をする方
 - ・認定請求書（各受付窓口においてあります）
 - ・認印
 - ・申請者（保護者）名義の普通預金口座番号の分かるもの（預金通帳・キャッシュカード等）
 - ・申請者（保護者）の健康保険証の写しなど
 - ・申請者（保護者）の個人番号が分かるもの（マイナンバーカードまたは個人番号の通知カード）
- ②対象となる児童が増えた方
 - ・額改定認定請求書（各受付窓口においてあります）
 - ・認印

※1. 理由によりその他の書類が必要となる場合があります。

※2. 手当は申請した日の翌月分からの支給となるため、必要書類がすぐにそろわない場合でも、窓口で申請を行ってください。

受付窓口 本庁・支所、社会福祉課 ※公務員は勤務先での手続きになります。

～農業経営の安定、食料自給率の向上を目指して～

平成28年度経営所得安定対策のお知らせ

問江田島市農業再生協議会（事務局：農林水産課） ☎（４０）２７７０

本年度も、経営所得安定対策が実施されます。これは主に、水田のフル活用を推進し、農業経営の安定、食料自給率の向上などを目的とした水田農業等に関する対策です。

米の直接支払交付金

米の生産数量目標（配分面積）等に従って生産を行う販売農家・集落営農の主食用米の作付面積に対して、交付金が国から直接交付される制度です。

※平成27年産と同じ仕組みで実施されます（平成29年産まで実施。以後は廃止されます）

交付対象者 米の生産数量目標に従って、販売目的で生産する販売農家・集落営農

対象面積 主食用米の作付面積から一律10aを差し引いた面積。

交付単価 7,500円/10a（全国一律）

水田活用の直接支払交付金

主食用米を作付けしない水田を活用して、戦略作物や地域振興作物などの生産を行う販売農家・集落営農に対して、交付金を面積払いで国から直接交付される制度です。なお、県段階・地域段階（市段階）の地域振興作物（その他作物）についても産地交付金として国から直接交付されます。 ※平成28年度からは一部見直しなどの変更点があります。

交付対象者 販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

対象作物

▶戦略作物に対する助成（全国一律）

…麦、大豆、飼料用米、米粉用米、加工用米、飼料用作物、WCS用稲

※戦略作物の助成は、売り先を確保した上で取り組む契約栽培が条件となります。

▶その他作物に対する助成（県内一律：産地交付金）

…キャベツ、アスパラガス、ホウレンソウ、ネギ、ワケギ、トマト、キク、ブドウ、イチジク、コマツナ、カボチャ、キュウリ、ナス、パレイショ、ダイコン、タマネギ、イチゴ、ブロッコリー、ピーマン、クワイ、ヒロシマナ、サトイモ、ニンジン、備蓄米、加工用米、酒造好適米

▶その他作物に対する助成（市内：産地交付金）

…キク、トマト、スイートピー

※詳しくは農林水産課までお問い合わせください。

申し込み・支払い時期について

交付金を受け取るためには、交付申請書・営農計画書・振込口座届出書・販売伝票などの提出が必要です。交付金の申請時期は平成28年6月末まで、支払時期は12月～翌年3月を予定しています。

なお、制度の詳しい情報は以下のホームページに掲載されています。

国のホームページ

中国四国農政局ホームページ>経営所得安定対策等について

http://www.maff.go.jp/chushi/sesaku/kobetu_hosyo/index.html

中国四国農政局広島支局経営所得安定対策チーム ☎082（228）9483

情報をお寄せください！

広報えたじまでは、まちの話題や営利を目的としない募集記事、スポーツ・芸術関連の入賞記事などを掲載しています。

掲載を希望される場合は、総務課秘書広報室 ☎（４０）２７６３へご連絡ください。

広告を募集中！

「広報えたじま」に掲載する広告を募集しています。申込方法など詳しくは、総務課秘書広報室 ☎（４０）２７６３へお問い合わせください。

広告の大きさなど 1枠縦46mm×横170mm・黒1色
 広告の掲載位置 原則「お知らせ」ページの下部
 （掲載位置は指定できません）